

第 22 回基山町地域公共交通会議 議事録

開催日時：令和 8 年 7 月 30 日（木）

14 時 00 分～14 時 50 分

開催場所：基山町役場 301 会議室

302 会議室

■出席者：委員 14 名（うち代理出席 1 名、欠席 1 名）、事務局 3 名

委員	松田 一也	出席
	吉田 耕治	出席
	平井 伸也	出席
	中島 隆生	出席
	渡邊 浩	出席
	熊本 則子	出席
	毛利 博司	出席
	田中 宏毅	出席
	横山 了	出席
	片渕 宏一郎	出席
	中溝 亨	出席
	長本 敬幸（代理：中野健太郎）	代理出席
	靄田 英樹	欠席
	今泉 雅己	出席
事務局	山田 恵（定住促進課）	出席
	伊藤 健太郎（定住促進課）	
	江隈 勇樹（定住促進課）	

■傍聴人：2 名

第 22 回基山町地域公共交通会議

Ⅰ.開会

○事務局（山田課長）

それでは定刻となりましたので、只今より「第 22 回基山町地域公共交通会議」を始めさせていただきます。本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。定住促進課長の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

地域公共交通会議は、道路運送法施行規則第 4 条の二に基づき設置しているもので、コミュニティバスの地域の実情に応じた運行形態等についてご協議をお願いしたいと存じます。

本日の主な議題は、「令和 8 年 10 月からの料金体系に係るパブリックコメントについて」、「運賃幹事会の報告について」、「令和 8 年 10 月からの新しい交通体系について」を予定しております。

本日の出席状況ですが、委員の過半数以上のご出席をいただいておりますので、基山町地域公共交通会議設置条例第 6 条に基づき、本会が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の傍聴者は 2 名です。本会議は、原則公開となっております。

それでは初めに、本交通会議会長の松田町長よりご挨拶ご挨拶をお願いいたします。

○会長（松田町長）

皆さんこんにちは、先ほど昼休みに外に出てみたのですが本日も暑い日になっています。通常、地域公共交通活性化協議会と交通会議を同じ日に行いますが、前回は活性化協議会のみ開催いたしましたので本日は交通会議のみ開催し、コミュニティバスや予約型乗合タクシーの路線や運賃を中心に協議をしていただきたいと思います。また地域公共交通活性化協議会の方では今後の公共交通推進の方向性に係る未来像のようなものを議論していただく形になっており、根拠となる法律も公共交通再生法に基づく活性化協議会と道路運送法に基づく本日の会議ということで異なるものになって

います。

それを通常は一体的に両方の協議を進めていく必要があり、基山町のコミュニティバスと10月1日より導入するデマンドタクシーが連携して運行するために協議を一体的に行ってきましたが、今回は両方を同時に開催することができませんでしたので前回は地域公共交通活性化協議会を開催し、今回は地域公共交通会議を開催することになっております。

これまでの様々な検討状況や町民の方からのご意見などを今回の資料の中には反映しておりますので、みなさまの知見によって少しでも今回の交通体系の改正が現在交通体系同様にうまくいきますようご尽力をいただければと思います。

○事務局（山田課長）

次に議長の選出をお願いいたします。規約では、委員の互選となっておりますが、事務局からの提案として、議長を中島委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（山田課長）

異議がないようですので議長を中島委員にお願いしたいと思います。

中島委員は議長席へご移動いただき、議事進行をお願いいたします。

○議長（中島委員）

みなさんこんにちは。

それでは議事の進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に条例第10条第1項により、会議録作成のため、会議録署名人に「毛利委員」を指名したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長（中島委員）

異議なしということでそれでは議事に入ります。

議題 1「令和 8 年 10 月からの料金体系に係るパブリックコメントについて」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江隈）

議題 1「令和 8 年 10 月からの料金体系に係るパブリックコメントについて」をご説明いたします。

まず資料 1 ページ目をご覧ください、表の方に示しております内容で令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 7 月 2 日までパブリックコメントを実施いたしました。

その結果、2 件のご意見をいただき、その内容及び回答についてはお手元にお配りしております資料 3 ページから 4 ページのとおりとなります。

概要といたしましては、通学で乗合タクシーを利用せざるを得ない児童においても、無料もしくは 50 円で利用ができないかというご意見やバス運賃の値上げ、乗り放題の料金に関するご意見をいただきました。

いただいたご意見で通学の際に乗り合いタクシーをご利用される方の料金についてのご意見をいただきましたのでコミュニティバスと予約型乗合タクシーの両方が乗り放題となるフリーパスの料金区分を見直し、新たに一般、学生、小学生という三つの区分を設定し、それぞれの料金を一般 5,000 円、学生 4,000 円、小学生 3,000 円といたしましてご利用される方のご負担を軽減できるようにしたいと思っております。

また、バスの運賃の値上げについては採算が取れる形で運行する民間路線バスとは異なり、コミュニティバスは地域住民の移動手段を確保することを目的に運行しておりますので、ご利用される方のご負担が増えないようバス運賃は現時点では据え置きとさせていただきます。乗り放題の料金については、それぞれの販売金額以上にご利用される方についてはフリーパスをご購入いただき、販売金額以下のご利用の場合に

は回数券を使っていただくことで少しでもお得にご利用いただければと考えております。また、短期的な乗り放題券については10月からの利用状況を勘案して今後新たに設けるかどうか検討したいと思っております。

ご説明は以上となります。

○議長（中島委員）

ただいま事務局より報告がありました。ご質問やご意見等がありますか。

無いようですので、次の議題に入ります。議題2「運賃幹事会の報告について」説明を事務局はお願いいたします。

○事務局（江隈）

議題2「運賃幹事会の報告について」ご説明させていただきます。

この交通会議の開催前に運賃幹事会を開催いたしまして、令和8年10月からの新しい交通体系に係る運賃について6ページから7ページの表の内容で協議を行いました。

前回の交通会議からの変更点といたしましては、議題1で少しご説明をいたしましたがコミュニティバスと予約型乗合タクシーの両方に1ヶ月間回数や区間の制限なく、ご利用できるフリーパスを一般だけでなく、コミュニティバスのフリーパス同様に学生と小学生の区分を設定し、あわせて運賃を設定いたします。

また、遠距離通学支援バスや小規模特認校通学児童利用便をご利用される際の運賃についてはコミュニティバスと同様とし、教育委員会の支援のもと距離に応じて無料または自己負担による利用を許可することとしたいと思っております。

以上の内容で、5ページのとおり運賃幹事会での協議が整ったことをご報告させていただきます。なお、今回、資料の5ページで「デマンド車両」と記している箇所については、運賃幹事会の中で「予約型乗合タクシー」にすることといたしましたのでその部分を修正のうえ、申請をいたしますことをあわせてご報告いたします。

ご説明は以上となります。

○議長（中島委員）

ただいま事務局から説明がありました、ご質問等がありますでしょうか。

無いようですので、議題2「運賃幹事会の報告について」を承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○議長（中島委員）

異議なしということで議題2「運賃幹事会の報告について」を承認いたします。

続きまして議題3「令和8年10月からの新しい交通体系について」説明を事務局はよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤係長）

本日、当日修正の資料ということで右上に「当日差替え」と書かれた資料を本日お配りしております。お配りした資料に資料を訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3月に各区の公民館で説明会を開催し、いただいたご意見を反映させていただきまして4月の交通会議において、予約型乗合タクシー2台で町内全域を区域運行し、また、コミュニティバス1台で町内全域を定時定路線で運行するという見直しをいたしますとご説明を差し上げました。

このことを踏まえまして、6月に改めて各区の公民館で説明会を開催し、見直し案についてご意見をいただきました。

8ページの資料3を御覧いただきたいと思います。

令和8年10月からの新しい交通体系について今回お示しするものは、6月の説明会でいただいたご意見を反映いたしました最終のものになります。

なお、基山タクシー様によるコミュニティバスのダイヤ確認は終えております。

令和 8 年 10 月より朝の登校時間に運行する遠距離通学支援バス 1 台、予約型乗合タクシー 2 台、コミュニティバス 1 台、小規模特認校通学児童利用の追走便 1 台の合計 5 台で 10 月 1 日より運行をさせていただきます。

8 ページ資料 3 の左上をご覧ください。

こちらの遠距離通学支援バスについては、2 区、4 区、7 区でバスを利用し、通学される児童の方を対象として 7 時 13 分から 8 時まで 1 台で運行をさせていただきます。

続いて右側の予約型乗合タクシーについては 8 時から 17 時半まで 2 台で町内全域を運行します。

下に示すコミュニティバスは 7 時から 18 時 4 分まで 1 台で町内全域を運行いたします。バスの路線については左側のけやき台方面をスタートして、小倉宮浦方面を經由し、右下に向かう順番で運行をさせていただきます。

なお、各方面の起点と終点は黄色で示しております「基山駅」となり、必ず基山駅に立ち寄りますが目的地までそのままご乗車いただき、目的地で降りていただくこともできます。乗降場所はバス停のみとなり、フリー乗降区間は廃止いたします。

予約型乗り合いタクシー、コミュニティバスの運休日については、日曜日、祝日、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日まで運休します。

また、遠距離通学支援バスの運休日は土日祝日に加えて、学校の休業日も運休いたします。

資料 9 ページをご覧ください。

こちらは予約型乗合タクシーについてまとめたものになります。予約の時間については、15 分前から 3 日先とさせていただきますので上から三つ目に記載しておりますとおり当日の予約時間は 17 時まで予約受付をし、運行いたします。

表の上から五つ目の乗降場所については、コミュニティバスの停留所、主要施設の出入口、それからご自宅の三つとなりますが、説明会でご意見をいただいたました保育園やお寺、公民館を乗降場所に追加いたします。

料金については先ほど江隈の方からご説明があったとおりでございます。

表の下から三つ目の予約方法については、電話の他に Web、基山町公式 LINE から予約ができるようにしております。また、往復予約ができるようにいたします。

これ以降 10 ページから 21 ページについては、各方面のバス路線のダイヤを表示したのになります。

10 ページでご説明させていただきますと、けやき台方面のルートが左側①「基山駅」をスタートして、駅前通り、モール商店街から北側にずっと向かって、けやき台団地内を時計回りに運行し、パーキングへ向かいます。その後、団地の中心部を通り、そのまま下って駅に戻るルートになっております。

右側にダイヤを記しておりますが、こちらは各バス停の出発時間をそれぞれ記したものでございます。こちらを各方面の路線とダイヤとして 10 ページから 21 ページまで示しております。

続いて 22 ページをご覧ください。

こちらは遠距離通学支援バスの運行ルート、乗降場所、ダイヤを示したのになります。

停車いたしますバス停は右に示す通りで 4 区、2 区、7 区、そして若基小学校へ向かうルートとなっており、瀧光徳寺を 7 時 13 分に出発し、それから 8 時の若基小学校まで運行する予定です。

最後に 23 ページをご覧ください。

町全体の地図に各バス路線を落とし込んだのになります。こちらで各方面の路線を色分けして表示をしており、今回黒の破線で囲んだところは、各区の説明会の中でいただいたご意見を反映した箇所になります。

まず、赤で示した丸林までの路線延長についてですが、丸林バス停付近でバスが展開できる場所があることと国の特別史跡である基肄城の水門跡の最寄りのバス停であることからバス停を引き続き設置してほしいというご意見をいただきました。

また、9 区公民館を通過し、脇田交差点に停車することについては、9 区公民館と図書館のバス停の間隔が短いため、どちらかに統一して耳鼻科のクリニック近くにある脇田交差点を停留所として残してほしいというご意見をいただきましたので、今回見直しをかけているところでございます。

裏面の 24 ページについては、10 月からのコミュニティバスのダイヤ表といたしましてすべての路線のダイヤをまとめて表示させていただきました。赤で示すバス停については、先ほど私がご説明させていただきました見直しを行ったバス停でございま

す。

少し駆け足でご説明をいたしました但、議題3「令和8年10月からの新しい交通体系について」のご説明は以上となります。

○議長（中島委員）

ただいま事務局よりご説明がありました内容についてご質問やご意見はありますでしょうか。

無いようですので議題3「令和8年10月からの新しい交通体系について」を承認ということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○議長（中島委員）

異議なしということで議題3「令和8年10月からの新しい交通体系について」は承認とします。

最後に、議題4「その他について」を事務局よりご説明よろしくお願ひします。

○事務局（伊藤係長）

議題4「その他について」ですが、今後のスケジュールをお話しさせていただきたいと思ひます。

本会議が終わりまして、これから運輸局に申請をさせていただき、9月に各区の公民館を回り、本日協議した結果と予約型乗合タクシーの乗車方法について重点を置きながらご説明をさせていただきたいと思っております。

ご説明は以上となります。

○教育学習課（荒巻）

遠距離通学支援バスについて補足でご説明をさせていただきます。

資料 22 ページをご覧ください。

令和 8 年 10 月から運行いたします遠距離通学支援バスは、午前 7 時から午前 8 時までの運行になっておりまして、コンセプトといたしましては「歩いて育つ、バスで支える」ということで、どなたでもご利用いただくことはできますがこのバスについては可能な限り子供たちの通学に特化したルートの設定ということで運行を行っていきます。

また、ドア to ドアでご自宅から学校まで登校するのではなく、子供たちの体力形成を図っていくことも大事にしていきながら、歩く力と通学の安全を両立するようなルート設定を考えております。

4 区のご利用されているお子さんは現在 1 人になりますが、今回運行時間の見直しをいたしましたので最大 12 人ご利用できるお子さんがいらっしゃいますが全員がご利用されるわけではございませんので遠距離通学支援バス 1 台の運行で利用のニーズはまかなえると考えております。乗車されるバス停といたしましては瀧光徳寺と荒穂神社の 2 か所で利用されるお子さんを乗せて、憩の家で下車後、子供たちは学校の方に徒歩で登校するというように考えております。

資料の記載番号でご説明いたしますと 4 区のお子さんは①瀧光徳寺及び②荒穂神社から乗車をし、③憩の家で下車いただき、そこから学校まで 10 分から 15 分ほど徒歩で登校いただくこととなります。

続いて 2 区のお子さんであれば、④大興善寺と⑤第 2 区公民館で乗車いただき、⑥中央公園から学校まで徒歩で登校いただくこととなります。その後、⑦お宮(野口)のバス停で 1 人から 2 人乗車後、⑧南奈良田、⑨第 7 区公民館と 7 区のお子さんを乗せて、そのまま小規模特認校制度を利用しているお子さんを⑩南高島 7 丁目、⑪向田公園に迎えに行き、⑫秋光交差点で 7 区のお子さんは降車して学校へ徒歩で登校、小規模特認校制度を利用しているお子さんを乗せて遠距離通学支援バスは若基小学校へ向かうという形で運行します。

補足のご説明は以上となります。

○議長（中島委員）

ただいまご説明があった内容についてご質問はございますか。

○片淵委員

自分の不勉強で申し訳ありませんが、朝の登校は遠距離通学支援バスが運行するようですが下校時は何かコミュニティバスとは別で運行はされるのですか。

○教育学習課（荒巻）

コミュニティバスが利用できるお子さんはコミュニティバスをご利用いただき、時間帯によってはコミュニティバスが利用できないときは新たに導入いたします予約型乗合タクシーをご利用いただくことも考えています。

ここで少し小規模特認校制度についてご説明をいたします。

基山町の校区といたしましては、町内に小学校が基山小学校と若基小学校がございます。現状、若基小学校の生徒数が減少していますので学校の規模の適正化ということとを踏まえまして小規模特認校制度という制度を設けて、こちらの制度をご利用いただくことで基山小学校区内に住んでいても、若基小学校に通学できる制度になっています。その制度を利用して基山小学校区内から若基小学校に登校するとなると通学距離が長くなりますので、現在もコミュニティバスを利用して通学をしているというお子さんがいます。

そのお子さんが引き続き登校で利用ができるように10ページに記載しておりますけやき台方面へ7時50分に基山駅を出発し、若基小学校前バス停に7時56分に到着するようにダイヤを組んでいただいております、コミュニティバスを子供たちは現在も利用していただいているのですが若基小学校の魅力が上昇しているようで利用者が年々増加し、1台で乗り切れないという問題が発生していますので8ページのコミュニティバス7時50分基山駅発のけやき台方面は1台追走をして運行している状況です。

今後、新たに遠距離通学支援バスを運行いたしますが、現行のコミュニティバスでも2区、7区は利用していただいているお子さんもいまして、そのお子さんを取りこぼさないようにということで遠距離通学支援バスを検討したことが発端になります。

現在、4区のお子さんのご利用はコミュニティバスになっており、コミュニティバ

スは地域交通の一環ですので子供たちだけに特化したルート設定というのは難しいことから多くのお子さんが朝8時までに学校に着くようなルート設定ができず、4区のお子さんは利用しておりませんでした。

今回、遠距離通学支援バスは通学に特化したルート設定が可能ということで、4区のお子さんにも通学に利用できるような時間設定で運行ができる予定でございます。

○議長（中島委員）

他に質問等はございませんでしょうか。

○熊本委員

小規模特認校制度利用児童のバスは学校の敷地内まで入ってらっしゃるのですか。

○教育学習課（荒巻）

バスは学校の敷地内までは入らず、学校近くの若基小学校バス停で子供たちを降ろしています。

○熊本委員

安全性について現在、小規模特認校制度の関係で送迎をされる方が多く学校敷地内に乗り入れる場合は一方通行をして送ってもらうようにしているのですが、裏口側の旧店舗付近に以前は停車してお子さんを送る親御さんがいらっしゃいました。

しかし、警察の方から指導があって停車しているところが道路にあたるため、そこには駐停車しないように学校から説明を受けたため、バスの乗降に関して安全性が心配になりました。

○教育学習課（荒巻）

バスの停車場所と保護者さんの送迎場所は重ならないようにしております。

また、停車場所ももともと運行していた路線バスのバス停跡にしておりますので降車後の送迎者との接触の心配もないと考えております。

○会長（松田町長）

歩道の真横にバスは停車させて安全なところで降りる形になりますので車との接触はないけれども校門から学校敷地内に子供たちが入るときに接触が考えられるかもしれませんがそこには学校の先生が立ってくださっていますのでそのまま続けていただければ、何も問題はないと考えていますが雨の日は別途注意をしていただくようお願いをしておきます。

○議長（中島委員）

他にご質問等はないでしょうか。

○中野代理委員

10月からの新しい公共交通体系ということでそれは国の交通空白解消の補助金を活用され、実証実験という形で進められるのかと思います。国の補助事業の中でおそらく10月から来年1月までという形での実証運行と思いますが、今後、1月以降は実証運行を続けるのか、または、1月以降は本格運行に変更するのか判断される時期に改めて交通会議等を設定するご判断をされるものだと思いますがそのあたりの全体的なスケジュールのところをご教示いただけますか。

○事務局（伊藤係長）

10月からの運行は今後変更になることはほぼないというところで手続きを進めております。

○中野代理委員

来年１月より前の時期に改めて交通会議を開催するご予定はないということですか。

○事務局（伊藤係長）

今のところその予定はございません。

○会長（松田町長）

変更の必要がある場合は当然変更を行うということですよ。

そのときは交通会議を開催する必要が出てきますし、内容によっては協議会の開催も同時に行うことはあると思いますが、何も変更がない場合は通常の交通会議と協議会をいつ開始するのですか。

○事務局（伊藤係長）

来年１月下旬に開催予定でございます。

その際の協議内容は国へ申請した内容に係るコミュニティバスの評価についてが主なところになると思います。

○中野代理委員

フィーダーの補助申請に係る評価も行うということですか。

○事務局（伊藤係長）

そのような国への申請に係る評価について協議が主な議題となります。

○議長（中島委員）

他にないでしょうか。

○事務局（江隈）

補足でご報告をさせていただきたいことがございます。

議題1「令和8年10月からの料金体系に係るパブリックコメントについて」をご説明させていただいたのですが、後日、基山町のホームページ上で公開いたしますいただいたご意見に対する回答を掲載する際は、資料3ページ、4ページに書いております題名部分の「予約型乗合タクシーとコミュニティバスの運賃（案）」の（案）については、本日の協議でご承認をいただきましたので削除をして掲載をいたしますことを補足させていただきます。

○議長（中島委員）

以上ですべての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（山田課長）

中島議長ありがとうございました。

これをもちまして、第22回基山町地域公共交通会議を終了いたします。

本日はご多用の中にも関わらず、長時間にわたり誠にありがとうございました。

基山町地域公共交通会議設置条例第10条第1項により、ここに署名する。

会長

松田一也

会議録署名人

花利博司